

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市営自転車等駐車場利用の停止、利用の許可の取消し
根拠条例・規則名		さいたま市営自転車等駐車場条例
条 項		第7条第1号から第4号まで
所 管 部 課		都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課 (電話:048-829-1399)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>市長は、次のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 利用の許可の条件又は駐車場を管理する者の指示に違反したとき。</p> <p>(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(4) そのほか、駐車場の管理上特に必要があると認められるとき。</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成20年7月15日最終改正
備 考		